

# 答 申

## 審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を不開示とした決定は妥当である。

## 理 由

### 第 1 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成 22 年 7 月 30 日、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「教育委員会事務局総務部総務課が平成 17 年 3 月 24 日起案し、駒田教育長が 3 月 25 日決裁した『教育委員会会議（定例会）の招集について』と題した

- 1．平成 17 年 3 月 25 日付の北九教総総第 414 号の行政文書
- 2．上記文書中「3 議案 別紙のとおり」とあるその「別紙」
- 3．教育委員ごとに、教育委員会事務局が、何月何日に送付した事実がわかる記録簿」

- 2 処分庁は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成 22 年 8 月 27 日付け北九教総総第 168 号で、「不存在（上記 1 及び 2 については、委員に発送済みであり、保有していないため。上記 3 については、教育委員へ資料を送付する際の記録簿は作成していないため。また、郵送についての文書（郵便切手・はがき受払簿、後納郵便物差出票）は保存期間（1 年）経過後廃棄済みであり、保有していないため。）」として不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、行政文書不開示決定通知書を平成 22 年 9 月 1 日に受領した。

- 3 審査請求人は、平成 22 年 9 月 7 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第2 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 処分庁が平成17年3月25日付け北九教総総第414号の行政文書及び別紙を発送済みであるとの理由で、保有していないとの不開示決定は詭弁である。

審査請求人は、平成17年3月28日教育委員会会議において、文書作成能力がない等の理由で分限降任処分を受け、現在、処分の取消しを求めて訴訟中である。

(2) 北九教総総第414号の行政文書は2種類あり、内容が異なる。審査請求人の分限処分事案は、会議の3日前に教育委員に郵送された「教育長決裁の教育委員会会議次第」では、報告案件だった。しかし、処分庁が、審査請求人に開示した当日の教育委員会会議次第では、第58号事案「人事について」として書き加えられていた。

処分庁が、発送済みであり、保有していないとするのは、当該会議の3日前の3月25日に教育委員に郵送した第58号議案の記載がない教育委員会会議次第を開示することは、教育委員会にとって、訴訟に不利であるからである。また、教育委員会組織ぐるみの公文書・当該会議録の改ざんが発覚することは、刑法156条の公文書偽造の違法行為で刑事訴追を受けるおそれがあり、それを畏怖するためである。

(3) 事務処理の基本として、実際に教育委員長名で公印を押印して送付した原本の写しは取っておくのが常識である。

処分庁の写しを取っていないとの主張は、違法な事実を隠蔽するためである。

(4) 教育委員に実際に送付した教育委員会会議次第の中で、私の分限事案である議題第58号の有無が問題である。

処分庁は、処分取消しの行政訴訟では私の分限処分降任の事案を、平成17年3月28日(月)の教育委員会会議では、「議案第58号人事について」として、

教育委員会の議決を得た、と主張している。

しかし、処分庁が3月25日(金)に作成した(案)教育委員会会議次第では、議案は第57号までしか存在しない。

3月25日(金)以降3月28日(月)の教育委員会会議当日までに、総務課が議案第58号を起案した起案文書不存在の事実は、情報公開の開示の結果、判明している。

つまり、処分庁は、3月25日(金)の教育委員に送付した教育委員会会議次第の議題の中に、議案第58号が存在しないことが、改めて判明することを恐れて、写しは保存していないと、主張している。

### 第3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

- 1 本件請求よりも以前に、審査請求人から平成22年7月8日付けで、「平成17年3月28日の教育委員会会議案件に関する起案文及びすべての添付資料」について開示請求があり、平成17年3月24日起案の「教育委員会会議(定例会)の招集について」と題した招集通知の起案文、平成17年3月25日付け北九教総総第414号の招集通知及び当日の会議次第(案)を開示している。  
その後に出された平成22年7月30日付けの本件請求が、「総務課が起案し、教育長が決裁した」ことを前提としていること、併せて教育委員に送付した事実がわかる記録簿の開示を求めていることから、請求に係る文書は、決裁後の文書で、実際に招集通知として教育委員に送付した文書であると判断した。
- 2 北九教総総第414号の文書は、各教育委員へ送付するための招集通知とその別紙(次第)であるが、教育委員へ送付した文書の写しは取っていないため、保有していない。
- 3 事前配布分の教育委員会会議の次第は、教育委員へ配布するための次第と、事務局内部用の次第の2種類を作成しており、事務局内部用には、秘密会としたい旨や議案資料を当日配付したい旨の表記をしている。第414号の文書の起案に添付されている次第(案)は、事務局内部用のものであった。
- 4 したがって、北九教総総第414号の文書は、決裁後、教育委員に送付したものは保有しておらず、また、別紙(教育委員会会議次第)には、起案に添付されている事務局内部用のものしか保有していないため、不開示(不存在)であると決

定したものである。

- 5 なお、教育委員ごとに、教育委員会事務局が、何月何日送付した事実がわかる記録簿は作成しておらず、郵送についての文書（郵便切手・はがき受払簿、後納郵便物差出票）は、廃棄済みであり（5種:1年保存に該当）保有していない。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、

- 1 平成17年3月25日付け北九教総総第414号の行政文書（以下「本件送付文書」という。）
- 2 本件送付文書中「3 議案 別紙のとおり」とあるその「別紙」（以下「本件別紙」という。）
- 3 教育委員会事務局が、本件送付文書を、教育委員ごとに、何月何日に送付したかがわかる記録である。

(2) 処分庁は、前記(1)1及び2については、委員に発送済みであり、保有していないという理由で、いずれも不存在としている。また、前記(1)3については、教育委員へ資料を送付する際の記録簿は作成しておらず、郵送についての文書（郵便切手・はがき受払簿、後納郵便物差出票）も保存期間（1年）経過後廃棄済みであり、保有していないという理由で、いずれも不存在としている。

##### 2 本件事案の争点

本件審査請求における争点は、次の2点に要約される。

(1) 本件送付文書及び本件別紙が存在するか否か（争点1）

(2) 教育委員会事務局が、本件送付文書を、教育委員ごとに、何月何日に送付したかがわかる記録が存在するか否か（争点2）

3 本件送付文書及び本件別紙が存在するか否かについての判断（争点1）

本件送付文書は、平成 17 年 3 月 25 日付け北九教総総第 414 号文書として、教育委員に送付された文書であり、教育委員会会議の招集通知と会議次第である本件別紙とで構成される。

処分庁は、平成 17 年 3 月 28 日開催の教育委員会会議の招集を同月 24 日に起案文書により起案し、教育委員会教育長まで決裁した後に、同月 25 日付けで、本件送付文書を各教育委員に送付した。

処分庁は、本件送付文書を不存在にしたことについて、「教育委員会会議の招集通知は、教育委員に送付するまでは教育委員会事務局内に存在するが、送付後は不存在となる。通知の内容は、会議招集の起案文書に添付している通知案で確認できるので、写しを取る必要がない。招集通知に添付して送付する会議次第についても同様である。」と説明している。

当審査会の委員 2 名が平成 24 年 1 月 17 日に教育委員会事務局に出向き、平成 17 年 3 月 28 日開催の教育委員会会議の招集することについての起案文書を見分したが、実際に送付した招集通知や会議次第の写しは添付されていない。また、ファイリングキャビネット等の実地調査を行い、当時及び現在の教育委員会会議関係文書の保管場所を確認したが、いずれの場所にも、実際に送付した招集通知や会議次第の写しは保管されておらず、必要がないため写しを取っていないとする処分庁の説明に矛盾は認められない。

したがって、本件送付文書及び本件別紙については、既に送付されており、写しも存在しないと認められるので、不開示とした処分庁の決定は妥当である。

#### 4 教育委員会事務局が、本件送付文書を、教育委員ごとに、何月何日に送付したかがわかる記録が存在するか否かについての判断（争点 2）

処分庁は、「教育委員会会議の招集通知を、いつ、どの教育委員に送付したかがわかる記録簿は作成していない。また、処分庁では、郵送する場合、郵便切手・はがき受払簿又は後納郵便物差出票に必要事項を記載しており、いつ送付したかについてはこれらで確認できるが、いずれも保存期間が 1 年のため、平成 17 年度当時の分は廃棄済みである。」と説明している。

本市において、切手・はがきを使用して郵送する場合は郵便切手・はがき受払簿に、料金後納で郵送する場合は後納郵便物差出票に必要事項を記載しなければならない。これらの文書は、処分庁の保有文書の保存期間を定めた文書分類表で、いずれも保存期間 1 年と定められている。市長事務部局の文書分類表でも、郵便切手・はがき受払簿及び後納郵便物差出票の保存期間は 1 年と定められており、これらを保存期間経過後に廃棄したことは、事務手続上適正な処理と認められる。

また、当審査会の委員 2 名が平成 24 年 1 月 17 日に教育委員会事務局に出向き、ファイリングキャビネット等の実地調査を行ったが、郵便切手・はがき受払簿及

び後納郵便物差出票いずれも、保存期間満了前の平成 22 年度分しか保管されておらず、平成 17 年度分は存在しなかった。教育委員会会議関係文書の保管場所についても確認したが、本件送付文書を、いつ送付したかがわかる記録の存在は確認できなかった。

したがって、教育委員会事務局が、本件送付文書を、教育委員ごとに、何月何日に送付したかがわかる記録については、存在しないといわざるを得ず、不開示とした処分庁の決定は妥当である。

## 5 審査会会長の回避について

中野会長から、審査請求人と利害関係があるので、本件事案の審査に加わることを回避したいと申出があった。審査会としても、審査の公正・中立性に疑義を受けないようにという申出の趣旨を尊重し、審査会委員の総意により、この申出を認めた。

したがって、同会長は、本件事案の審査には関与していない。

## 6 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

### 北九州市情報公開審査会

会長職務代理者	高木 康衣
委 員	田村 奈々子
委 員	川本 利恵子
委 員	五十嵐 享平